

S Tマーク使用許諾契約者各位

平成 23 年 4 月 13 日

日本玩具協会

下記について連絡致します。

【制度要綱第 8 条の検査機関の名称の変更】

S T制度要綱第 8 条第 2 項の表について、「財団法人 化学物質評価研究機構」の名称を以下のとおり変更する。

	改定	施行日
名称変更	(改定前) 財団法人 化学物質評価研究機構 ↓ (改定後) 一般財団法人 化学物質評価研究機構	新法人登録日の平成 22 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

(当該検査機関より、上記の変更申出があったため。)

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱（改定）

【検査機関の割当】

第 8 条 協会は、S Tマーク使用許諾契約ごとに、当該S Tマーク使用許諾契約に係る玩具についてのS T基準適合検査を実施する指定検査機関を指定するものとする。

2. 前項の指定は、S Tマーク使用許諾契約の契約番号中のアルファベットに対応して下表のとおりとする。

なお、S Tマーク使用許諾契約者の中で合併等の事由により、一の使用許諾契約者が複数の契約記号を有することになる場合は、協会が別に指示するところによる。

契約番号中の アルファベット	名 称	連 絡 先
A・E・M D・K・T	一般財団法人 日本文化用品 安全試験所	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4
B	一般財団法人 日本文化用品 安全試験所 大阪事業所	〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14
C・P・V J	(財)化学研究評価機構 高分子試験・評価センター	〒111-0052 東京都台東区柳橋 2-22-13
R	一般財団法人 化学物質評価 研究機構東京事業所	〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番

(付則 平成 23 年 4 月 13 日施行)

この改定 (制度要綱第 8 条「名称の変更」の改定) は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。